

山梨県公報

第百四号

令和二年

六月十五日

月 曜 日

目次

告示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………三〇三

○令和二年度の自衛官募集……………三〇三

○一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が…三〇四

安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定……………三〇四

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三〇四

告示

山梨県告示第百九十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和二年六月十五日

山梨県総合県税事務局長 山 岸 正 宜

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社上野油店	山梨県甲斐市下今井八九	令和二年五月三十一日

山梨県告示第百九十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和二年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和二年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 自衛官候補生

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置
令和二年六月二十二日(月)まで	令和二年六月二十七日(土)	自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
令和二年七月二日(木)まで	(一)筆記試験 令和二年七月十一日(土) (二)口述試験及び身体検査 令和二年七月二十三日(木)又は同月二十四日(金)のいずれかの指定された日	(一)筆記試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 (二)口述試験及び身体検査 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
令和二年八月二十日(木)まで	令和二年八月二十九日(土)	自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
令和二年九月十日(木)まで	(一)筆記試験 令和二年九月十八日(金)から同月二十日(日)までの間の指定された日 (二)口述試験及び身体検査 令和二年九月二十六日(土)又は同月二十七日(日)のいずれかの指定された日	(一)筆記試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 山梨県立男女共同参画推進センターびゅうあ富士 都留市中央三丁目九番三号 (二)口述試験及び身体検査 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

二 一般曹候補生(二等陸士・二等海士・二等空士)

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置

令和二年七月一日(水)から同年九月十日(木)まで	(一)一次試験(筆記試験) 令和二年七月十一日(土) (二)二次試験(口述試験及び身体検査) 令和二年七月三十一日(金)から八月十六日(日)までの間の指定された日	(一)一次試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 (二)二次試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
令和二年七月一日(水)から同年九月十日(木)まで	(一)一次試験(筆記試験) 令和二年九月十八日(金)から同月二十日(日)までの間の指定された日 (二)二次試験(口述試験及び身体検査) 令和二年十月九日(金)から同月十四日(水)までの間の指定された日	(一)一次試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ富士 都留市中央三丁目九番三号 (二)二次試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

三 航空学生(二等海士・二等空士)

募集期間 令和二年七月一日(水)から同年九月十日(木)まで	試験期日 令和二年九月二十二日(火)	試験場の名称及び位置 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号
----------------------------------	-----------------------	---------------------------------------

山梨県告示第九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定により、同

法第八十六条第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同法第八十六条の二第六項の規定により次のとおり告示する。

令和二年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 認定番号 山梨県指令建住第千二百十四号

二 公告認定対象区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田三百五十二番三及び三百五十二番四

三 公告認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 申請のあった年月日 令和二年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人スペースふう

2 代表者の氏名 永井寛子

3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡富士川町天神中条百七十七番地

4 定款に記載された目的 この法人は、リユース食器のレンタル事業をとおして循環型社会の実現を目指す。併せて、だれもが生き生きと働ける職場環境づくりを行うとともに、行政や他団体との連携を図る中で、地域社会との共生を目指すことを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年六月五日から同年七月五日まで